

# ＊北海道公報

発行 北海道  
編集 総務部人事局  
法制文書課  
電話 011-204-5035  
FAX 011-232-1385

目次	ページ
<b>規 則</b>	
○北海道立総合博物館管理規則…………… (文化・スポーツ課)	13
○北海道指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例施行規則…………… (施設運営指導課)	18
○北海道消費生活条例施行規則の一部を改正する規則…………… (消費者安全課)	19
○北海道保健福祉部の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則…………… (保健福祉部総務課)	19
○薬事法施行細則の一部を改正する規則…………… (医務薬務課)	19
○北海道児童福祉施設の設定及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則…………… (子ども未来推進局)	22
<b>告 示</b>	
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定…………… (維持管理防災課)	22
<b>総合振興局告示及び振興局告示</b>	
○特定調達契約に係る入札の公告……………	24
<b>道監査委員公表</b>	
○監査公表第13号……………	25
○監査公表第14号……………	25

規 則
<p>北海道立総合博物館管理規則をここに公布する。 平成26年10月14日</p> <p style="text-align: right;">北海道知事 高橋 はるみ</p> <p><b>北海道規則第72号</b> 北海道立総合博物館管理規則 (趣旨)</p> <p><b>第1条</b> この規則は、北海道立総合博物館条例（平成26年北海道条例第91号。以下「条例」という。）第19条の規定に基づき、北海道立総合博物館（以下「総合博物館」という。）の管理に関し必要な事項を定めるものとする。</p>

(入館の制限)

**第2条** 条例第5条に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）は、総合博物館の秩序を乱すおそれがあると認められる者に対しては、入館を拒み、又は退館させることができる。

(入館者の遵守事項等)

**第3条** 入館者は、条例、この規則及び指定管理者の指示に従うほか、特に次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 建物、附属設備又は条例第4条第1項の表に規定する本館資料（以下「本館資料」という。）、同表に規定する交流館資料（以下「交流館資料」という。）若しくは条例第12条第1項に規定する展示建造物等（以下「展示建造物等」という。）を汚し、若しくは損傷し、又はそれらのおそれのある行為をしないこと。
- (2) 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれのある行為をしないこと。
- (3) 指定の場所以外で飲食し、又は喫煙しないこと。

2 指定管理者は、入館者が前項の規定に違反したことにより総合博物館の管理運営上支障があると認めるときは、当該入館者に対しては、総合博物館の利用を制限し、又は退館させることができる。

(利用料金の額の承認)

**第4条** 指定管理者は、条例第11条第3項の規定により利用料金の額について知事の承認を受けようとするときは、別記第1号様式の利用料金承認申請書を知事に提出しなければならない。

(利用料金の還付の基準)

**第5条** 条例第11条第5項ただし書の規則で定める基準は、次に掲げる場合について、同条第1項に規定する利用料金（以下「利用料金」という。）の全部又は一部を還付することができることとする。

- (1) 条例第8条第1項の承認を受けた者（以下「利用者」という。）の責めに帰することのできない事由によって利用が不可能になったと指定管理者が認めるとき。
- (2) 利用の開始日の前15日までに利用を中止する旨の申出があって、指定管理者がこれについて相当の理由があると認めるとき。
- (3) 条例第10条第2項の規定により利用の承認を取り消したとき。
- (4) その他知事が特別の理由があると認めるとき。

(利用料金の減免の基準)

**第6条** 条例第11条第6項の規則で定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 次に掲げる者については、利用料金（条例別表第2の1の事項及び4の事項に係るものに限る。）を免除することができることとする。
  - ア 小学校の児童又は中学校若しくは中等教育学校の前期課程の生徒の引率者である教

職員

イ 土曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第2条に規定すること  
どもの日若しくは文化の日に利用する高等学校の生徒及びこれに準ずる者  
ウ 学校教育又は社会教育により利用する高等学校の生徒及びこれに準ずる者（10人以上  
で利用する場合に限る。）

エ 特別支援学校の児童及び生徒並びにこれらの引率者

オ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する児童福祉施設に入所  
し、又は通園している少年及びその引率者

カ 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定による身体障害者  
手帳の交付を受けている者及びその引率者

キ 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている者

ク 児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター若しくは障害者職業セ  
ンターの長又は精神保健指定医により知的障害者と判定された者及びその引率者

ケ 精神保健福祉センターの長、精神保健指定医又は精神科を標ぼうする医師により精  
神障害者（知的障害者を除く。）と判定された者及びその引率者

コ 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する老人福祉施設に入所し  
ている者及びその引率者

サ 65歳以上の者

シ その他知事がアからサまでに掲げる者に準ずると認める者

(2) 次のいずれかに該当する場合は、特別展示室の利用料金を免除することができること  
とする。

ア 総合博物館と共同して開催する北海道の歴史、文化、自然等に関する講演会、展示  
会等の催しのために利用するとき。

イ その他知事が必要と認めるとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、知事が特別な理由があると認める場合は、利用料金を減  
免することができることとする。

（施設設備等の変更の禁止）

**第7条** 利用者又は条例第12条第1項の承認を受けた者は、本館の特別展示室及びその附属  
設備又は同項に規定する開拓の村建物等（以下「施設設備等」という。）の利用又は使用  
に際し、施設設備等に特別の設備をし、又は変更を加えてはならない。ただし、あらかじ  
め指定管理者の承認を受けたときは、この限りでない。

（原状回復の義務等）

**第8条** 利用者又は条例第12条第1項の承認を受けた者は、施設設備等の利用又は使用を終  
了したときは、施設設備等を原状に回復しなければならない。条例第10条（条例第12条第  
3項において準用する場合を含む。）の規定により利用若しくは使用の承認を取り消され、

又は利用若しくは使用を制限され、若しくは停止されたときも、同様とする。

2 利用者又は条例第12条第1項の承認を受けた者が前項の義務を履行しないときは、指定  
管理者が代わって行い、その費用を当該利用者又は条例第12条第1項の承認を受けた者か  
ら徴収するものとする。

（特別観覧の承認）

**第9条** 条例第13条第1項に規定する特別観覧（以下「特別観覧」という。）の承認を受け  
ようとする者は、別記第2号様式の特別観覧承認申請書を知事に提出しなければならない。

2 知事は、特別観覧を承認したときは、別記第3号様式の特別観覧承認書を交付するもの  
とする。

（特別観覧等の時間）

**第10条** 特別観覧及び特別利用（条例第13条第2項に規定する特別利用をいう。以下同  
じ。）を行うことができる時間は、午前10時から午後4時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、知事は、必要があると認めるときは、特別観覧の時間を変更  
することができる。

3 第1項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認めるときは、特別利用の時  
間を変更することができる。

（模写品等の刊行等の承認）

**第11条** 条例第15条の承認を受けようとする者は、別記第4号様式の模写品等刊行等承認申  
請書を知事に提出しなければならない。

2 知事は、条例第15条の承認をしたときは、別記第5号様式の模写品等刊行等承認書を交  
付するものとする。

（本館資料の貸出しの承認）

**第12条** 条例第16条第1項の承認を受けようとする者は、別記第6号様式の資料貸出承認申  
請書を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の規定による申請があったときは、当該申請者が次のいずれかに該当する  
場合に限り、承認することができる。

(1) 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人  
が設置する博物館及び美術館、博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項に規定  
する博物館並びに同法第29条の規定による指定を受けた博物館に相当する施設の長

(2) 社会教育法（昭和24年法律第207号）第21条に規定する公民館の長

(3) 国立の図書館及び図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館  
の長

(4) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校の長

(5) その他知事が適当と認める者

3 知事は、条例第16条第1項の承認をしたときは、別記第7号様式の資料貸出承認書を交

付するものとする。

(本館資料等の貸出期間)

**第13条** 本館資料及び交流館資料の貸出しをすることができる期間(以下「貸出期間」という。)は、60日以内とする。

2 前項の規定にかかわらず、知事は、特に必要があると認めるときは、本館資料の貸出期間を延長することができる。

3 第1項の規定にかかわらず、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、交流館資料の貸出期間を延長することができる。

4 知事は、必要があると認めるときは、貸出期間中であっても、本館資料の返還を求めることができる。

5 指定管理者は、必要があると認めるときは、貸出期間中であっても、交流館資料の返還を求めることができる。

(本館資料等の滅失等の届出等)

**第14条** 本館資料の貸出しを受けた者は、当該本館資料を滅失し、又は損傷したときは、直ちにその旨を知事に届け出なければならない。

2 交流館資料の貸出しを受けた者は、当該交流館資料を滅失し、又は損傷したときは、直ちにその旨を指定管理者に届け出なければならない。

3 指定管理者は、前項の規定による届出があったときは、速やかにその旨を知事に報告しなければならない。

(利用に供しない本館資料)

**第15条** 知事は、個人若しくは法人その他の団体(国及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。)の秘密保持のため又は公益上の理由により、一定の期間利用に供することが不適當な情報(以下「個人の秘密等の情報」という。)が記録されている本館資料及び寄贈又は寄託に係る本館資料であって一定の期間利用に供しない旨の条件が付されているもの(以下「条件付き寄贈資料」という。)については、特別観覧その他の利用(以下「特別観覧等」という。)に供しないものとする。

2 知事は、本館資料又は条件付き寄贈資料に個人の秘密等の情報とそれ以外の情報が記録されている場合において、当該個人の秘密等の情報とそれ以外の情報とを容易に、かつ、特別観覧等の趣旨が損なわれない程度に分離することができるときは、前項の規定にかかわらず、当該個人の秘密等の情報が記録されている部分を除いて、当該本館資料及び条件付き寄贈資料を特別観覧等に供することができる。この場合において、条件付き寄贈資料については、あらかじめその寄贈者又は寄託者の承諾を得るものとする。

3 知事は、公益上の必要その他相当の理由があり、かつ、個人又は法人等の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認めるときは、第1項の規定にかかわらず、個人の秘密等の情報が記録されている本館資料又は条件付き寄贈資料を特別観覧等に供することができる。

この場合において、条件付き寄贈資料については、あらかじめその寄贈者又は寄託者の承諾を得るものとする。

(本館資料の利用の制限)

**第16条** 知事は、本館資料の保存上支障が生ずると認められるときは、その利用を制限することができる。

(知事による管理)

**第17条** 条例第18条第1項の規定により知事が総合博物館の管理に係る業務を行う場合においては、第2条中「条例第5条に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)」とあるのは「知事」と、第3条第1項中「指定管理者」とあるのは「職員」と、同条第2項中「指定管理者」とあるのは「知事」と、第5条中「同条第1項」とあるのは「条例第18条第2項の規定により読み替えられた条例第11条第1項」と、「利用料金」とあるのは「使用料」と、同条第1号及び第2号中「指定管理者」とあるのは「知事」と、第6条各号中「利用料金」とあるのは「使用料」と、第7条ただし書、第8条第2項、第10条第3項、第13条第3項及び第5項並びに第14条第2項中「指定管理者」とあるのは「知事」とし、同条第3項の規定は、適用しない。

**附 則**

(施行期日)

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(北海道立アイヌ民族文化研究センター条例施行規則等の廃止)

2 次に掲げる規則は、廃止する。

(1) 北海道立アイヌ民族文化研究センター条例施行規則(平成6年北海道規則第66号)

(2) 北海道立開拓記念館管理規則(昭和46年北海道規則第27号)

(経過措置)

3 この規則の施行前に前項(第1号に係る部分に限る。)の規定による廃止前の北海道立アイヌ民族文化研究センター条例施行規則(附則第5項において「旧施行規則」という。)第10条、第11条又は第12条ただし書の規定により北海道立アイヌ民族文化研究センターの所長(附則第5項において「所長」という。)がした承認又は許可は、条例の相当規定に基づき知事がした承認とみなす。

4 この規則の施行前に附則第2項(第2号に係る部分に限る。)の規定による廃止前の北海道立開拓記念館管理規則(以下「旧管理規則」という。)第6条ただし書の規定により指定管理者がした承認は、第7条ただし書の規定により指定管理者がした承認とみなす。

5 前2項に定めるもののほか、この規則の施行の日前に旧施行規則又は旧管理規則の規定により所長又は知事若しくは指定管理者に対してなされた承認又は許可の申請で、この規則の施行の際承認又は許可をするか否かの決定がなされていないものは、同日以後においては、この規則の相当規定に基づき知事又は指定管理者に対してなされた承認の申請とみ

なす。

別記第1号様式 (第4条関係)

年 月 日

北海道知事 様

主たる事務所の所在地  
指定管理者の名称  
代表者の氏名

印

利用料金承認申請書

北海道立総合博物館の利用料金の額を次のとおり定めることについて承認を受けたいので、北海道立総合博物館条例第11条第3項の規定により、申請します。

区 分	利用料金の額 (円)	備 考

(日本工業規格A4)

別記第2号様式 (第9条関係)

年 月 日

北海道知事 様

申請者 住 所  
職 業  
氏 名  
電話番号

特別観覧承認申請書

次のとおり北海道博物館資料の特別観覧の承認を受けたいので、北海道立総合博物館条例第13条第1項の規定により、申請します。

資料品名	点 数	備 考
観 覧 日	年 月 日	
観覧方法	<input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 模写 <input type="checkbox"/> 模造 <input type="checkbox"/> 撮影 <input type="checkbox"/> 複写	
観覧目的		

(日本工業規格A4)

別記第3号様式 (第9条関係)

年 月 日

(申請者) 様

北海道知事 印

特別観覧承認書

年 月 日申請の北海道博物館資料の特別観覧を次のとおり承認します。

資料品名	点 数	備 考
観 覧 日	年 月 日	
観覧方法	<input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 模写 <input type="checkbox"/> 模造 <input type="checkbox"/> 撮影 <input type="checkbox"/> 複写	
観覧目的		

注意

1 北海道立総合博物館条例及び北海道立総合博物館管理規則の規定を遵守すること。

2 北海道博物館資料、施設、設備その他物件を損傷し、又は滅失したときは、これを原形に復し、又はその損害を賠償しなければならないこと。

(日本工業規格A4)

別記第4号様式 (第11条関係)

その1

年 月 日	
北海道知事 様	
申請者 住 所	
職 業	
氏 名	㊟
電話番号	
模写品等刊行等承認申請書	
次のとおり(北海道博物館資料 野幌森林公園自然ふれあい交流館資料)の(模写 模造 撮影 複写)品の(刊行 複製 使用)の承認を受けたいので、北海道立総合博物館条例第15条の規定により、申請します。	
使用目的	
資料名	
作品名	
製作数	
価 額	有料 円 無料
製作予定 年 月 日	年 月 日

(日本工業規格A4)

その2

年 月 日	
北海道知事 様	
申請者 住 所	

職 業  
氏 名 ㊟  
電話番号

模写品等刊行等承認申請書

次のとおり(北海道開拓の村の展示建造物等 北海道開拓の村の管理棟)の(模写 模造 撮影 複写)品の(刊行 複製 使用)の承認を受けたいので、北海道立総合博物館条例第15条の規定により、申請します。

使用目的	
建物等の名称	
作品名	
製作数	
価 額	有料 円 無料
製作予定 年 月 日	年 月 日

(日本工業規格A4)

別記第5号様式 (第11条関係)

年 月 日	
(申請者) 様	
北海道知事	㊟
模写品等刊行等承認書	
年 月 日申請の模写品等の(刊行 複製 使用)を次のとおり承認します。	
使用目的	
資料名又は 建物等の名称	
作品名	

製作数	
価額	有料 円 無料
製作予定 年月日	年 月 日

注意

- 1 上記の使用目的以外に使用しないこと。
- 2 使用に際しては、北海道立総合博物館所有の旨を明記すること。
- 3 刊行物、複製品、発表作品等2点を北海道に寄贈すること。

(日本工業規格A4)

別記第6号様式 (第12条関係)

年 月 日	
北海道知事 様	
申請者 機関名	
所在地	
代表者名	㊟
資料貸出承認申請書	
次のとおり北海道博物館資料の貸出しを受けたいので、北海道立総合博物館条例第16条第1項の規定により、申請します。	
使用目的	
使用場所	
貸出期間	年 月 日から 年 月 日まで
資料品目 及び数量	

(日本工業規格A4)

別記第7号様式 (第12条関係)

--

年 月 日

(申請者) 様

北海道知事 ㊟

資料貸出承認書

年 月 日申請の北海道博物館資料の貸出しについて、次のとおり承認します。

使用目的	
使用場所	
貸出期間	年 月 日から 年 月 日まで
資料品目 及び数量	

注意 貸出しを受けた資料を上記の使用目的以外の目的に供し、又は上記の使用場所以外の場所で利用してはならないこと。

(日本工業規格A4)

北海道指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例施行規則をここに公布する。

平成26年10月14日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道規則第73号

北海道指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例施行規則  
(趣旨)

**第1条** この規則は、北海道指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例(平成26年北海道条例第92号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

**第2条** この規則において使用する用語は、介護保険法(平成9年法律第123号)、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第38号)及び条例に

において使用する用語の例による。

(電磁的方法)

**第3条** 条例第7条第3項の電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって規則で定めるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)は、次のとおりとする。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうち、ア又はイに掲げるもの

ア 指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された重要事項(条例第7条第1項に規定する重要事項をいう。以下この条において同じ。)を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法(電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに重要事項を記録したものを交付する方法

2 前項各号に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。

3 指定居宅介護支援事業者は、電磁的方法により重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第1項各号に規定する方法のうち、指定居宅介護支援事業者が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

4 前項の規定による承諾を得た指定居宅介護支援事業者は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者又はその家族に対し、重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び同項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(準用)

**第4条** 前条の規定は、基準該当居宅介護支援の事業について準用する。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

北海道消費生活条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年10月14日

北海道知事 高 橋 はるみ

#### 北海道規則第74号

北海道消費生活条例施行規則の一部を改正する規則

北海道消費生活条例施行規則(平成12年北海道規則第29号)の一部を次のように改正する。別表第3項第1号中「、内容」を「及び内容」に、「若しくは」を「その他の」に改める。

「	対象商品	「1	勧告事項		
1	対象役務				
別記第3号様式中	2	勧告事項	を 2	勧告理由	に改める。
	3	勧告理由」	3	そ の 他」	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

北海道保健福祉部の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年10月14日

北海道知事 高 橋 はるみ

#### 北海道規則第75号

北海道保健福祉部の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則

北海道保健福祉部の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則(平成12年北海道規則第88号)の一部を次のように改正する。

第2条の表3の項中「別表第1の3の項(33)」を「別表第1の3の項(34)」に、「薬事法(」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(」に、「薬事法施行細則」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則」に改める。

附 則

この規則は、平成26年11月25日から施行する。

薬事法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年10月14日

北海道知事 高橋 はるみ

### 北海道規則第76号

薬事法施行細則の一部を改正する規則

薬事法施行細則（昭和36年北海道規則第27号）の一部を次のように改正する。  
題名を次のように改める。

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則

第1条中「薬事法（）」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（）」に、「薬事法施行令」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令」に、「薬事法施行規則」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則」に改める。

第11条中「第36条の4第1項」を「第36条の8項第1項」に改め、「、省令第159条の5第2項各号のいずれかに該当することを証する書類及び」を削る。

第14条第2号中「第4条第2項」を「第4条第4項」に改め、同条第4号中「第10条」を「第10条第1項」に、「第38条」を「第38条第1項及び第2項」に改め、「含む。）」の次に「及び第2項（法第38条第1項において準用する場合を含む。）」を加え、「賃貸業」を「貸与業」に改め、同条第5号中「第3条第3号」を「第3条ただし書」に改め、同条第14号中「承認取得者」を「医薬品等承認取得者」に改め、「届出」の次に「（薬局製造販売医薬品の製造販売に係るものに限る。）」を加え、同条第22号中「第77号において同じ」を削り、同条第25号及び第26号中「賃貸業」を「貸与業」に改め、同条中第93号を第97号とし、第92号を第96号とし、第91号を第95号とし、第90号を第94号とし、同号の前に次の1号を加える。

(93) 薬事法施行規則等の一部を改正する省令（平成26年厚生労働省令第8号）附則第9条第4項又は第5項の規定による法附則第6条の規定により薬種商販売業の許可を受けたものとみなされた者（改正法の施行の日までの間継続して当該許可（その更新に係る改正法第1条の規定による改正前の薬事法第28条第1項の許可を含む。）により薬種商販売業が営まれている場合に限る。）からの販売する医薬品の区分等の変更の届出の受理に関すること。

第14条中第89号を削り、第88号を第92号とし、第87号を第91号とし、第83号から第86号までを削り、同条第82号中「賃貸業者」を「貸与業者」に改め、同号を同条第90号とし、同条第81号中「賃貸業」を「貸与業」に改め、同号を同条第89号とし、同条第80号中「賃貸業」を「貸与業」に改め、同号を同条第88号とし、同条第79号中「の省令」を「の薬事法施行規則」に改め、同号を同条第87号とし、同条第78号中「営業所管理者」を「医薬品営業所管理者」に改め、同号を同条第86号とし、同条第77号中「の省令」を「の薬事法施行規則」に改め、同号を同条第85号とし、同条中第76号を削り、第75号を第84号とし、同条第74号中「第

99条第3項、第100条第3項、第142条、第149条及び第159条」を「第99条第4項、第159条の19第2項、第159条の21第2項及び第159条の22第2項」に改め、「第7条の規定によりなおその効力を有することとされる改正省令第1条の規定による改正前の省令第141条並びに改正省令附則第8条及び」を削り、「省令第153条」を「薬事法施行規則第153条」に改め、「若しくは製造業」を削り、同号を同条第83号とし、同条第73号を削り、同条第72号中「第1条第3項」を「第1条第7項」に、「第139条第2項、第148条第2項及び第153条第2項」を「第139条第6項、第148条第3項及び第153条第3項」に改め、同号を同条第82号とし、同条第71号中「の政令」を「の薬事法施行令」に改め、同号を同条第81号とし、同条第70号中「の政令」を「の薬事法施行令」に改め、同号を同条第80号とし、同条第69号中「第2条から第4条まで」を「第3条」に改め、「薬局開設、」を削り、「賃貸業」を「貸与業」に、「の法」を「の薬事法」に改め、同号を同条第79号とし、同条第68号中「第2条から第4条まで」を「第3条」に改め、「薬局開設、」を削り、「賃貸業」を「貸与業」に改め、同号を同条第78号とし、同条第67号中「第2条から第4条まで」を「第3条」に改め、「薬局開設、」を削り、「賃貸業」を「貸与業」に改め、同号を同条第77号とし、同条第66号中「第2条から第4条まで」を「第3条」に改め、「薬局開設、」を削り、「賃貸業」を「貸与業」に改め、同号を同条第76号とし、同条第65号中「第2条から第4条まで」を「第3条」に改め、「薬局開設、」を削り、「賃貸業」を「貸与業」に、「の法」を「の薬事法」に、「第68号」を「第78号」に改め、同号を同条第75号とし、同条第64号中「第2条、第4条及び」及び「薬局開設、」を削り、「賃貸業」を「貸与業」に改め、同号を同条第74号とし、同条中第63号を第73号とし、第51号から第62号までを10号ずつ繰り下げ、同条第50号中「総取扱処方せん数」を「総取扱処方箋数」に改め、同号を同条第60号とし、同条第48号及び第49号を削り、同条第47号中「第4条第2項」を「第4条第4項」に改め、同号を同条第53号とし、同号の次に次の6号を加える。

(54) 政令第1条の4の規定による薬局開設の許可証の交付に関すること。

(55) 政令第1条の5第1項の規定による薬局開設の許可証の書換え交付に関すること。

(56) 政令第1条の6第1項の規定による薬局開設の許可証の再交付に関すること。

(57) 政令第1条の6第3項の規定による薬局開設の許可証の返納の受理に関すること。

(58) 政令第1条の7の規定による薬局開設の許可証の返納の受理に関すること。

(59) 政令第1条の8の規定による薬局開設の許可台帳の備付け等に関すること。

第14条第46号中「賃貸業」を「貸与業」に改め、同号を同条第52号とし、同条中第45号を第51号とし、第42号から第44号までを6号ずつ繰り下げ、同条第41号中「営業所管理者」を「医薬品営業所管理者」に、「賃貸業」を「貸与業」に改め、同号を同条第47号とし、同条第40号中「賃貸業者」を「貸与業者」に改め、同号を同条第46号とし、同条第39号中「賃貸業者」を「貸与業者」に改め、同号を同条第45号とし、同条中第38号を第43号とし、同号の次に次の1号を加える。

(44) 法第72条の3の規定による薬局開設者に対する必要な情報の報告又はその報告の内容の是正をすべきことの命令に関する事。ただし、知事が自らその権限を行うことを妨げるものではない。

第14条中第37号を第42号とし、同条第36号中「賃貸業者」を「貸与業者」に改め、同号を同条第41号とし、同条第35号中「医薬品」の次に「(体外診断用医薬品を除く。)」を加え、「若しくは医療機器」を「若しくは再生医療等製品」に改め、同号を同条第40号とし、同条第34号中「若しくは医療機器」を「、医療機器若しくは再生医療等製品」に改め、同号を同条第39号とし、同条中第33号を第38号とし、第32号を第37号とし、同条第31号中「第69条第3項」を「第69条第4項」に、「若しくは医療機器」を「、医療機器若しくは再生医療等製品」に改め、「、法第14条の11第1項の登録を受けた者」を削り、「賃貸業者」を「貸与業者」に、「その他医薬品等」を「、法第80条の6第1項の登録を受けた者その他医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器若しくは再生医療等製品」に、「法第68条の9第6項」を「第23条の2の15第3項、第23条の35第3項、第68条の5第4項、第68条の7第6項」に、「法第77条の5第4項」を「第68条の22第6項」に改め、同号を同条第35号とし、同号の次に次の1号を加える。

(36) 法第69条第5項の規定による登録認証機関に対する報告の徴収若しくは立入検査又は関係者に対する質問に関する事。ただし、知事が自らその権限を行うことを妨げるものではない。

第14条第30号中「若しくは高度管理医療機器等」を「、高度管理医療機器等」に、「賃貸業者」を「貸与業者若しくは再生医療等製品の販売業者」に改め、同号を同条第33号とし、同号の次に次の1号を加える。

(34) 法第69条第3項の規定による薬局開設者に対する報告の徴収若しくは立入検査又は従業員その他の関係者に対する質問に関する事。ただし、知事が自らその権限を行うことを妨げるものではない。

第14条第29号中「若しくは医療機器」を「、医療機器若しくは再生医療等製品」に、「製造業者、法第14条の11第1項の登録を受けた者」を削り、「若しくは法第18条第3項、法第68条の9第6項」を「、法第18条第3項、第23条の2の15第3項、第23条の35第3項、第68条の5第4項、第68条の7第6項」に、「法第77条の5第4項」を「第68条の22第6項」に改め、「委託を受けた者」の次に「若しくは法第80条の6第1項の登録を受けた者」を加え、同号を同条第32号とし、同条第28号中「第68条の10」を「第68条の23」に、「賃貸業者、特定医療関係者」を「貸与業者、特定生物由来製品取扱医療関係者」に改め、同号を同条第31号とし、同条第27号中「賃貸業」を「貸与業」に改め、同号を同条第28号とし、同号の次に次の2号を加える。

(29) 法第68条の6の規定による特定医療機器の販売業者若しくは貸与業者又は特定医療機器を取り扱う医師その他の医療関係者に対する指導及び助言に関する事。

(30) 法第68条の11の規定による薬局製造販売医薬品の回収の報告の受理に関する事。第14条第26号の次に次の1号を加える。

(27) 法第39条の2第2項ただし書の規定による高度管理医療機器等営業所管理者の管理等の兼務の許可に関する事。

別記第1号様式中「薬事法」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に改める。

別記第2号様式から別記第5号様式までの規定中「薬事法施行細則」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則」に改める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成26年11月25日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第11条の改正規定(「第36条の4第1項」を「第36条の8第1項」に改める部分に限る。)、第14条第2号の改正規定、同条第4号の改正規定(「賃貸業」を「貸与業」に改める部分を除く。)、同条第47号及び第72号の改正規定、同条第73号を削る改正規定、同条第74号の改正規定(医薬品の店舗販売業者、配置販売業者及び卸売販売業者に係る部分に限る。))並びに同条中第93号を第97号とし、第92号を第96号とし、第91号を第95号とし、第90号を第94号とし、同号の前に1号を加える改正規定並びに次項の規定 公布の日

(2) 第11条の改正規定(「第36条の4第1項」を「第36条の8第1項」に改める部分を除く。) 平成27年4月1日  
(経過措置)

2 前項第1号に掲げる規定の施行の日から平成26年11月24日までの間において、薬事法等の一部を改正する法律(平成25年法律第84号。以下この項において「改正法」という。) 附則第64条第2項(第1号に係る部分に限る。)の規定に基づき行う改正法第1条の規定による改正後の医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)第39条第1項の規定による高度管理医療機器等の販売業又は貸与業の許可の手續(改正法附則第39条第1項に規定するプログラム高度管理医療機器に係るものに限る。)に関する事務は、保健所長に委任する。

3 この規則の施行の際現にされている報告の徴収その他の行為でこの規則の施行の日においてこれらの行為に係る事務を行うべき者が異なることとなるものの処理については、この規則による改正後の医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則(次項において「改正後の規則」という。)の規定にかかわらず、なお従前の例による。

4 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の薬事法施行細則の規定に基づいて作成

されている用紙がある場合においては、改正後の規則の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。

北海道児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年10月14日

北海道知事 高橋 はるみ

### 北海道規則第77号

北海道児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

北海道児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成25年北海道規則第20号）の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「（第13条を除く。）」を削る。

第11条第2号の表4階以上の部避難用の項を次のように改める。

避難用	
1	建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は外気に向かって開くことのできる窓若しくは排煙設備（同条第3項第1号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他有効に排煙することができるものと認められるものに限る。）を有する付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第2号、第3号及び第9号を満たすものとする。）
2	建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路
3	建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段

第13条を次のように改める。

### 第13条 削除

附則第3項中「附則第18項」を「附則第11項」に改める。

附則第8項中「又はこの規則第13条」を削る。

附則中第9項から第15項までを削り、第16項を第9項とし、第17項から第19項までを7項ずつ繰り上げる。

### 附 則

1 この規則は、北海道児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（平成26年北海道条例第101号）の施行の日から施行する。

2 この規則の施行の日から起算して5年間は、北海道児童福祉施設の設備及び運営に関する

る基準を定める条例（平成24年北海道条例第108号）第47条第2項及びこの規則による改正後の北海道児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則附則第8項の規定にかかわらず、同日の前日において現に存する認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園をいう。）である保育所（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所をいう。）に配置しなければならない保育士（同法第18条の4に規定する保育士をいう。）の数については、なお従前の例によることのできる。

## 告

## 示

### 北海道告示第695号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項及び第8条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成26年10月14日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号  
戸井館町1（I-2-106-1144）  
(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
函館市館町（次の図のとおり）  
(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊  
(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項  
次の図のとおり
- 2 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号  
戸井館町2（I-2-107-1145）  
(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
函館市館町（次の図のとおり）  
(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊  
(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項  
次の図のとおり
- 3 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号  
戸井浜町1（I-2-108-1146）  
(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

<p>函館市浜町（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>4(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 戸井浜町2（I-2-109-1147）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 函館市浜町（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>5(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 戸井浜町3（II-2-60-843）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 函館市浜町（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>6(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 戸井浜町4（I-2-110-1148）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 函館市浜町（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>7(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 戸井浜町5（I-2-111-1149）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 函館市浜町（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p>	<p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>8(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 戸井浜町6（I-2-112-1150）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 函館市浜町（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>9(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 戸井浜町8（II-2-62-845）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 函館市浜町（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>10(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 戸井二見(1)（I-2-113-1151）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 函館市新二見町（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>11(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 戸井原木2（I-2-116-1154）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 函館市原木町（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>（「次の図」は省略し、その図面を北海道渡島総合振興局函館建設管理部に備え置いて縦</p>
---	--

覧に供する。)

## 総合振興局告示及び振興局告示

### 北海道渡島総合振興局告示第119号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

平成26年10月14日

北海道渡島総合振興局長 宮 内 孝

#### 1 入札に付する事項

##### (1) 調達をする物品等の名称及び数量

自動車（軽貨物） 1台

（交換契約により自動車3台を契約の相手方に供し、自動車1台を契約の相手方から調達する。）

##### (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

##### (3) 納入期日 平成26年12月26日

##### (4) 納入場所 入札説明書による。

#### 2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

##### (1) 平成25年北海道告示第3号又は平成26年北海道告示第11号に規定する物品の購入（自動車）の資格を有すること。

##### (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

##### (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

##### (4) 当該調達する物品等に関し、仕様書に記載の要件を満たしていることを証明した者であること。

##### (5) 当該調達する物品等に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

#### 3 条件付一般競争入札参加資格の審査

##### (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)及び(5)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 平成26年10月14日（火）から同年11月14日（金）まで（日曜

日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 041-8558 函館市美原4丁目6番16号  
北海道渡島総合振興局地域政策部総務課

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

#### 4 契約条項を示す場所

北海道渡島総合振興局地域政策部総務課

#### 5 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 函館市美原4丁目6番16号 北海道渡島合同庁舎4階402号会議室（送付による場合は、郵便番号 041-8558 函館市美原4丁目6番16号 北海道渡島総合振興局地域政策部総務課）

(2) 入札日時 平成26年11月26日（水）午後3時30分（送付による場合は、同月25日（火）までに必着）

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

#### 6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

#### 7 一連の調達契約に関する事項

この契約による調達後において調達が予定される物品等の名称、数量及びその入札の公告の予定時期

ア(ア) 名称及び数量 自動車の交換契約 1台

(イ) 予定時期 平成26年10月頃（入札期日の前日から起算して24日前までに公告する。）

イ(ア) 名称及び数量 自動車の賃貸借契約 1台

(イ) 予定時期 平成27年2月頃（入札期日の前日から起算して24日前までに公告する。）

#### 8 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 4に同じ。

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量100グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、

契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。

また、北海道渡島総合振興局のホームページ (<http://www.oshima.pref.hokkaido.lg.jp/index.htm>) においてダウンロードすることができる。

9 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

平成16年北海道告示第448号の2の(2)のア及び3の(1)による。

10 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

11 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(6)から(8)まで及び(11)から(13)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織

- (1) 名 称 北海道渡島総合振興局地域政策部総務課
- (2) 所 在 地 郵便番号 041-8558 函館市美原4丁目6番16号
- (3) 電 話 番 号 0138-47-9416

12 Summary

- A Nature and quantity of the products to be procured : Minivehicle Quantity 1
- B Bid tendering date and time : 3 : 30 P.M., November 26, 2014  
(If mailed, bids must arrive no later than November 25, 2014)
- C Contact : Administrative Division, Department of Regional Policy, Oshima  
General Subprefectural Bureau, Hokkaido Government, Mihara 4-chome 6-16, Hakodate,  
Hokkaido 041-8558 Japan  
Phone : 0138-47-9416

北海道監査委員 丸 岩 公 充  
北海道監査委員 佐々木 恵美子  
北海道監査委員 飴 谷 長 藏  
北海道監査委員 竹 谷 千 里

監査公表第14号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第5項の規定により実施した平成25年度に係る随時監査（工事に係るものを除く。）の結果に基づき講じた措置について、同条第12項の規定により、北海道教育委員会委員長から通知があったので、次のとおり公表する。

（「次のとおり」は省略し、その関係書類は、北海道監査委員事務局総括監査課、北海道総務部人事局法制文書課行政情報センター並びに各総合振興局及び振興局（石狩振興局を除く。）の行政情報コーナーに備え置いて一般の縦覧に供する。）

平成26年10月14日

北海道監査委員 丸 岩 公 充  
北海道監査委員 佐々木 恵美子  
北海道監査委員 飴 谷 長 藏  
北海道監査委員 竹 谷 千 里

道 監 査 委 員 公 表

監査公表第13号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第5項の規定により実施した平成25年度に係る随時監査（工事）の結果に基づき講じた措置について、同条第12項の規定により、知事から通知があったので、次のとおり公表する。

（「次のとおり」は省略し、その関係書類は、北海道監査委員事務局総括監査課、北海道総務部人事局法制文書課行政情報センター並びに各総合振興局及び振興局（石狩振興局を除く。）の行政情報コーナーに備え置いて一般の縦覧に供する。）

平成26年10月14日